

保健所における小児慢性特定疾患児の 在宅ケア対策に関する研究

分担研究者：佃 篤彦（自治医科大学公衆衛生学教室・教授）

研究協力者：藤田委由（自治医科大学公衆衛生学教室・講師）

見出し語

小児慢性特定疾患児、在宅ケア、保健所

要約

保健所を中心とした小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策を推進するための基礎資料を得る目的で全国852保健所を対象にアンケート調査を実施した。605保健所より回答があった（回収率71%）。結果を要約すると以下の通りである。①301保健所(49.8%)では小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きを保健所で実施するが、259保健所(42.8%)では県で実施していた。②224保健所(37%)では保健婦が小児慢性特定疾患児を年間1件以上（延べ数）訪問している。③訪問したときの問題点は人的余裕の不足、時間的余裕の不足が多かった。④43保健所(7.1%)では保健所主催による専門医による医療相談活動を実施していた。⑤84保健所(13.9%)では独自事業として保健婦訪問活動を実施していた。⑥在宅ケアのためのネットワークとして連絡協議会を設置している保健所は少なかった(1.5%)。⑦保健所で将来実施したい事業として保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築、親の会の設立等が挙げられた。⑧保健所が今後必要なこととして主治医の協力、業務として位置づける、担当者の研修保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築等が挙げられた。⑨保健所が行政として実施すべきこととして患者の情報収集、保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築、医師会への協力要請担当者の研修等が挙げられた。

保健所を中心とした地域における総合的な小児慢性特定疾患児の在宅ケアの在り方を本調査結果に基づき検討した結果、小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きを保健所で実施し患者情報の収集に努める必要があることが認められた。

研究目的

保健所を中心とした小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策を推進するための基礎資料を得ることと行政に対するニーズを明らかにすることを目的として、全国852保健所を対象にアンケート調査を実施した。

研究方法

全国852保健所を対象にして平成4年11月に「小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する調査票」（資料1、資料2、資料3）による小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する保健所の活動状況について実態調査を実施した。質問項目は小児慢性特定疾患児の把握状況、保健婦の訪問ケア活動状況、医療相談活動、独自事業、保健所の人的資源、在宅ケアのためのネットワーク構築状況、保健所で将来実施したい事業、保健所で今後必要なこと、保健所は行政としてどのようなことをなすべきか等である。さらに都道府県、政令市、特別区の保健所設置主体別にも検討した。記入者は保健所で母子保健業務を担当する者である。

結果および考察

1. 回答保健所数

全国852保健所に調査票を発送し605保健所より回答があった。回答率は71%である。これを設置主体別にみると都道府県保健所502件、政令市保健所71件、特別区保健所32件であった（表1）。アンケート記入者職種は保健婦が最も多く429件（70.9%）、次に担当事務員124件（20.5%）と続いている。設置主体別には記入者職種の割合に著しい違いはみられなかった（表2）。

2. 小児慢性疾患児の把握状況

小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きは301保健所（49.8%）で保健所にて実施されていたが、259保健所（42.8%）では県にて実施されている（表3）。平成4年10月現在に管内把握数が1名以上は516保健所（85.3%）であった（表4）。

3. 訪問ケア活動

平成3年度1年間に1件以上保健婦訪問があった保健所は224保健所(37.0%)であった(表5)。対象者1人当たり年間1回以上の頻度で保健婦が訪問している保健所は187保健所であった。このうち年間1回-9回の頻度で保健婦が訪問している保健所は表6に示すように96.3%であった。地域の病院や在宅看護婦等の協力により訪問看護を実施している保健所は29保健所(4.8%)であった(表7)。平成3年度1年間に1件以上保健婦訪問があった224保健所では訪問したときの問題点は人的余裕の不足、時間的余裕の不足が多い。これを設置主体別にみる特別区が著しく高い(表8)。

4. 医療相談活動

医療相談活動を実施している保健所は43保健所(7.1%)である(表9)。

5. 管内市町村および保健所の独自事業

管内市町村の独自事業としては34保健所(5.6%)で保健婦訪問活動、16保健所(2.6%)で介護手当の支給が実施されていた(表10)。保健所の独自事業として84保健所(13.9%)で保健婦訪問活動、37保健所(6.1%)で健康相談を実施していた(表11)。

6. 保健所の人的資源

1名以上常勤医師がいる保健所は573保健所(94.7%)である(表12)。常勤の保健婦が5名以上の保健所は596保健所(98.5%)である。保健婦1人当たりの人口が1万人以上は385保健所(63.7%)である。

7. 連絡協議会

連絡協議会がある保健所は9保健所(1.5%)である(表13)。構成員は保健婦医師会、福祉事務所、市町村、児童相談所、幼稚園・学校、看護婦、養護教諭、ケースワーカー、学校医、栄養士、ボランティア(ホムヘル)センター等である。

8. 保健所で将来実施したい事業

保健婦訪問活動を挙げた保健所は429保健所(70.9%)、地域ネットワークの構築は400保健所(66.1%)、親の会の設立は353保健所(58.3%)が多い。設置主体別にみると特別区では保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築、親の会の設立が都道府県に比べて少なくショートステイサービス、ホームヘルパーの派遣、デイサービスが多い(表14)。事業費は国、県、市町村が共同負担するべきという保健所は286保健所(47.3%)、国が持つべきであるとする保健所は222保健所(36.7%)である。

9. 保健所が今後必要なこと(表15)

主治医の協力は373保健所(61.7%)、業務として位置づける372保健所(61.5%)、担当者の研修345保健所(57.0%)、保健婦訪問活動341保健所(56.4%)、地域ネットワークの構築322保健所(53.2%)である。設置主体別にみると特別区は主治医の協力、業務として位置づける、担当者の研修、保健婦訪問活動は都道府県に比べて少ないがショートステイサービス、ホームヘルパーの派遣、デイサービスが多い。

10. 保健所が行政としてなすべきこと(表16)

患者の情報収集420保健所(69.4%)、保健婦訪問活動386保健所(63.8%)、地域ネットワークの構築368保健所(60.8%)、医師会への協力要請(60.2%)、担当者の研修320保健所(52.9%)である。政令市はホームヘルパーの派遣、特別区はショートステイサービスが多い。

1 1. 保健所における小児慢性特定疾患児在宅ケア対策への提言

小児慢性特定疾患児の在宅ケアシステムは生活、医療、看護、保健、教育の5面に分けることができる。保健所が係わるものは生活、保健と行政機関、医療機関、看護サービス、教育機関との連携である。今回の調査結果から、保健所は保健婦訪問活動、健康相談等の保健活動の他、介護手当の支給、親の会の設立、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、ショートステイサービス、介護用具の支給等の生活福祉活動はニーズが大きいかかわらず十分に実施されていないことが明らかになった。また地域ネットワークの構築として重要な連絡協議会も組織化している保健所は少ない。このような小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策の立ち後れは保健所行政の中で小児の在宅ケアの位置づけが明確になっていないことと、患児についての情報収集が充分でないことが、原因であると考えられる。これを解決するためには小児慢性特定疾患治療研究事業の申請手続きを保健所に一本化し患者情報が担当保健婦等に充分行き渡り在宅ケアシステムを活用できる体制にすることと保健所活動の柱のひとつに小児の在宅ケアを位置づけることが肝要である。

まとめ

全国保健所を対象に小児慢性特定疾患児の在宅ケアシステムに関して実態を調査した結果、保健所が係わる保健活動、生活福祉活動、地域ネットワークシステムの構築等が充分でないことが明らかになった。小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きを保健所で実施し患児情報の収集に努めるとともに、保健所は地域における小児の在宅ケア推進システム構築のコーディネーターとして中心的役割を果たす必要があることが認められた

表1 設置主体別回答保健所数

| | |
|---------|-----|
| 総数 | 605 |
| 都道府県保健所 | 502 |
| 政令市保健所 | 71 |
| 特別区保健所 | 32 |

表2 記入者職種別保健所数

| 記入者職種 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 保健婦 | 429(70.9) | 366(72.9) | 42(59.2) | 21(65.6) |
| 担当事務員 | 124(20.5) | 102(20.3) | 14(19.7) | 8(25.0) |
| 助産婦 | 17(2.8) | 10(2.0) | 7(9.9) | - |
| 医師 | 15(2.5) | 9(1.8) | 3(4.2) | 3(9.4) |
| その他 | 10(1.7) | 6(1.2) | 4(5.6) | - |
| 看護婦 | 6(1.0) | 5(1.0) | 1(1.4) | - |
| 不明 | 4(0.7) | 4(0.8) | - | - |

表3 小児慢性特定疾患治療研究事業の手続き場所別保健所数

| 治療研事業の 手続き場所 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 保健所 | 301(49.8) | 246(49.0) | 36(50.7) | 19(59.4) |
| 県 | 259(42.8) | 235(46.8) | 16(22.5) | 8(25.0) |
| その他 | 38(6.3) | 16(3.2) | 18(25.4) | 4(12.5) |
| 不明 | 7(1.2) | 5(1.0) | 1(1.4) | 1(3.1) |

表4 小児慢性特定疾患児把握数別保健所数

| 小児慢性特定疾患 児把握数 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 0名 | 89(14.7) | 70(13.9) | 19(26.8) | - |
| 1名以上 | 516(85.3) | 432(86.1) | 52(73.2) | 32(100.0) |

表5 保健婦訪問回数(延べ数)別保健所数

| 保健婦訪問回数 (延べ数) | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 0件 | 381(63.0) | 315(62.7) | 47(66.2) | 19(59.4) |
| 1件-9件 | 136(22.5) | 119(23.7) | 13(18.3) | 4(12.5) |
| 10件以上 | 88(14.5) | 68(13.5) | 11(15.5) | 9(28.1) |

表6 1人当たり年間訪問回数別保健所数

| 1人当たり 年間訪問回数 | 総数 (N=187) | 都道府県 (N=157) | 政令市 (N=19) | 特別区 (N=11) |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 1回-9回 | 180(96.3) | 152(96.8) | 17(89.5) | 11(100.0) |
| 10回以上 | 7(3.7) | 5(3.2) | 2(10.5) | - |

表7 他施設協力による訪問看護の有無別保健所数

| 他施設協力による 訪問看護の有無 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|---------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 有 | 29(4.8) | 21(4.2) | 4(5.6) | 4(12.5) |
| 無 | 291(48.1) | 243(48.4) | 33(46.5) | 15(46.9) |
| 不明 | 285(47.1) | 238(47.4) | 34(47.9) | 13(40.6) |

表8 訪問したときの問題点別保健所数（複数回答）

| 訪問したときの問題点 | 総数 (N=224) | 道府県 (N=187) | 政令市 (N=24) | 特別区 (N=13) |
|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 訪問の人的余裕の不足 | 128(57.1) | 98(52.4) | 16(66.7) | 14(107.7) |
| 訪問の時間的余裕の不足 | 110(49.1) | 84(44.9) | 13(54.2) | 13(100.0) |
| 介護者への指導内容の未確立 | 75(33.5) | 64(34.2) | 6(25.0) | 5(38.5) |
| 症例把握の遅れ | 55(24.6) | 44(23.5) | 5(20.8) | 6(46.2) |
| 看護方法の未確立 | 53(23.7) | 47(25.1) | 3(12.5) | 3(23.1) |
| 病院の協力が得られない | 17(7.6) | 16(8.6) | - | 1(7.7) |
| 家族の協力が得られない | 14(6.3) | 8(4.3) | 5(20.8) | 1(7.7) |
| その他 | 36(16.1) | 32(17.1) | 4(16.7) | - |

表9 医療相談活動の有無別保健所数

| 医療相談活動の有無 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-----------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 有 | 43(7.1) | 43(8.6) | - | - |
| 無 | 558(92.2) | 456(90.8) | 70(98.6) | 32(100.0) |
| 不明 | 4(0.7) | 3(0.6) | 1(1.4) | - |

表10 管内市町村の独自事業別保健所数（複数回答あり）

| 管内市町村の独自事業 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 保健婦訪問活動 | 34(5.6) | 20(4.0) | 6(8.5) | 8(25.0) |
| 介護手当の支給 | 16(2.6) | 11(2.2) | 4(5.6) | 1(3.1) |
| 健康相談 | 8(1.3) | 5(1.0) | 1(1.4) | 2(6.3) |
| 親の会の設立 | 6(1.0) | 2(0.4) | 2(2.8) | 2(6.3) |
| 地域ネットワークの構築 | 5(0.8) | 1(0.2) | 1(1.4) | 3(9.4) |
| ホームヘルパーの派遣 | 4(0.7) | 2(0.4) | - | 2(6.3) |
| 介護用具の支給 | 2(0.3) | 1(0.2) | - | 1(3.1) |
| 連絡協議会の設立 | 1(0.2) | 1(0.2) | - | - |
| ボランティアの育成 | 1(0.2) | 1(0.2) | - | - |
| デイサービス | - | - | - | - |
| ショートステイサービス | - | - | - | - |
| 介護者研修会 | - | - | - | - |
| その他 | 23(3.8) | 17(3.4) | 4(5.6) | 2(6.3) |

表 1 1 保健所の独自事業別保健所数（複数回答）

| 保健所の独自事業 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 保健婦訪問活動 | 84(13.9) | 69(13.7) | 6(8.5) | 9(28.1) |
| 健康相談 | 37(6.1) | 33(6.6) | 2(2.8) | 2(6.3) |
| 介護者研修会 | 7(1.2) | 7(1.4) | - | - |
| 地域ネットワークの構築 | 4(0.7) | 3(0.6) | - | 1(3.1) |
| 親の会の設立 | 3(0.5) | 1(0.2) | - | 2(6.3) |
| 介護手当の支給 | 3(0.5) | - | 3(4.2) | - |
| ホームヘルパーの派遣 | 2(0.3) | 1(0.2) | 1(1.4) | - |
| 連絡協議会の設立 | 1(0.2) | 1(0.2) | - | - |
| ボランティアの育成 | - | - | - | - |
| デイサービス | - | - | - | - |
| ショートステイサービス | - | - | - | - |
| 介護用具の支給 | - | - | - | - |
| その他 | 28(4.6) | 21(4.2) | 2(2.8) | 5(15.6) |

表 1 2 保健所の人的資源別保健所数

| 保健所の人的資源 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 医師数（常勤） | | | | |
| 0名 | 32(5.3) | 30(6.0) | 2(2.8) | - |
| 1名 | 572(94.5) | 471(93.8) | 69(97.2) | 32(100.0) |
| 2名以上 | 1(0.2) | 1(0.2) | - | - |
| 保健婦数（常勤） | | | | |
| 4名以下 | 9(1.5) | 7(1.4) | 2(2.8) | - |
| 5名－9名 | 386(63.8) | 369(73.5) | 12(16.9) | 5(15.6) |
| 10名以上 | 210(34.7) | 126(25.1) | 57(80.3) | 27(84.4) |
| 保健婦1人当たり の人口 | | | | |
| 1万以下 | 220(36.4) | 185(36.9) | 21(29.6) | 14(43.8) |
| 1万－3万 | 326(53.9) | 258(51.4) | 50(70.4) | 18(56.3) |
| 3万以上 | 59(9.8) | 59(11.8) | - | - |

表 1 3 連絡協議会の有無別保健所数

| 連絡協議会の有無 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|----------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 有 | 9 (1.5) | 9 (1.8) | - | - |
| 無 | 596 (98.5) | 493 (98.2) | 71 (100.0) | 32 (100.0) |

表 1 4 保健所で将来実施したい事業別保健所数

| 保健所で将来実施したい事業 | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 保健婦訪問活動 | 429 (70.9) | 376 (74.9) | 40 (56.3) | 13 (40.6) |
| 地域ネットワークの構築 | 400 (66.1) | 342 (68.1) | 41 (57.7) | 17 (53.1) |
| 親の会の設立 | 353 (58.3) | 314 (62.5) | 25 (35.2) | 14 (43.8) |
| 健康相談 | 272 (45.0) | 233 (46.4) | 30 (42.3) | 9 (28.1) |
| 連絡協議会の設立 | 254 (42.0) | 216 (43.0) | 24 (33.8) | 14 (43.8) |
| 介護者研修会 | 211 (34.9) | 181 (36.1) | 22 (31.0) | 8 (25.0) |
| ボランティアの育成 | 112 (18.5) | 89 (17.7) | 15 (21.1) | 8 (25.0) |
| 介護手当の支給 | 110 (18.2) | 88 (17.5) | 17 (23.9) | 5 (15.6) |
| ショートステイサービス | 101 (16.7) | 74 (14.7) | 15 (21.1) | 12 (37.5) |
| ホームヘルパーの派遣 | 92 (15.2) | 68 (13.5) | 16 (22.5) | 8 (25.0) |
| デイサービス | 65 (10.7) | 50 (10.0) | 8 (11.3) | 7 (21.9) |
| 介護用具の支給 | 38 (6.3) | 28 (5.6) | 6 (8.5) | 4 (12.5) |
| その他 | 35 (5.8) | 31 (6.2) | 4 (5.6) | - |

表15 今後保健所が必要なこと別保健所数

| 今後保健所が必要なこと | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|--------------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 主治医の協力 | 373(61.7) | 327(65.1) | 31(43.7) | 15(46.9) |
| 業務として位置づける | 372(61.5) | 321(63.9) | 37(52.1) | 14(43.8) |
| 担当者の研修 | 345(57.0) | 297(59.2) | 38(53.5) | 10(31.3) |
| 保健婦訪問活動 | 341(56.4) | 303(60.4) | 28(39.4) | 10(31.3) |
| 地域ネットワークの構築 | 322(53.2) | 262(52.2) | 41(57.7) | 19(59.4) |
| 親の会の設立 | 196(32.4) | 169(33.7) | 20(28.2) | 7(21.9) |
| 連絡協議会の設立 | 172(28.4) | 143(28.5) | 19(26.8) | 10(31.3) |
| 健康相談 | 132(21.8) | 107(21.3) | 18(25.4) | 7(21.9) |
| 介護者研修会 | 74(12.2) | 63(12.5) | 11(15.5) | - |
| 介護手当の支給 | 64(10.6) | 49(9.8) | 12(16.9) | 3(9.4) |
| 老人の在宅ケアが小児よりも優先する考え方にかえる | 50(8.3) | 37(7.4) | 9(12.7) | 4(12.5) |
| ボランティアの育成 | 47(7.8) | 37(7.4) | 7(9.9) | 3(9.4) |
| ショートステイサービス | 46(7.6) | 26(5.2) | 12(16.9) | 8(25.0) |
| ホームヘルパーの派遣 | 44(7.3) | 26(5.2) | 13(18.3) | 5(15.6) |
| 上司の理解 | 36(6.0) | 30(6.0) | 3(4.2) | 3(9.4) |
| デイサービス | 34(5.6) | 20(4.0) | 8(11.3) | 6(18.8) |
| 介護用具の支給 | 13(2.1) | 10(2.0) | 3(4.2) | - |
| その他 | 52(8.6) | 40(8.0) | 5(7.0) | 7(21.9) |

表 1 6 保健所が行政としてなすべきこと別保健所数

| 保健所が行政としてなすべきこと | 総数 (N=605) | 都道府県 (N=502) | 政令市 (N=71) | 特別区 (N=32) |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 患者の情報収集 | 420(69.4) | 365(72.7) | 40(56.3) | 15(46.9) |
| 保健婦訪問活動 | 386(63.8) | 324(64.5) | 43(60.6) | 19(59.4) |
| 地域ネットワークの構築 | 368(60.8) | 312(62.2) | 38(53.5) | 18(56.3) |
| 医師会への協力要請 | 364(60.2) | 309(61.6) | 35(49.3) | 20(62.5) |
| 担当者の研修 | 320(52.9) | 269(53.6) | 39(54.9) | 12(37.5) |
| 連絡協議会の設立 | 219(36.2) | 188(37.5) | 20(28.2) | 11(34.4) |
| 親の会の設立 | 200(33.1) | 176(35.1) | 13(18.3) | 11(34.4) |
| 健康相談 | 178(29.4) | 142(28.3) | 25(35.2) | 11(34.4) |
| 介護者研修会 | 121(20.0) | 101(20.1) | 17(23.9) | 3(9.4) |
| ボランティアの育成 | 45(7.4) | 33(6.6) | 9(12.7) | 3(9.4) |
| 介護手当の支給 | 44(7.3) | 34(6.8) | 8(11.3) | 2(6.3) |
| ショートステイサービス | 25(4.1) | 13(2.6) | 7(9.9) | 5(15.6) |
| 介護用具の支給 | 16(2.6) | 13(2.6) | 2(2.8) | 1(3.1) |
| デイサービス | 15(2.5) | 7(1.4) | 5(7.0) | 3(9.4) |
| ホームヘルパーの派遣 | 14(2.3) | 4(0.8) | 10(14.1) | - |
| その他 | 14(2.3) | 11(2.2) | 2(2.8) | 1(3.1) |

資料 1

平成4年11月

保健所長殿

厚生省児童家庭局母子衛生課
課長 田中慶司

厚生省心身障害研究「小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する研究」
にかかわる調査への協力について（依頼）

小児慢性特定疾患研究事業につきましては、日頃から格別のご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、厚生省では小児慢性特定疾患児の在宅ケアの研究を推進しているところでありますが、平成4年度厚生省心身障害研究「市町村母子保健活動の効率化に関する研究」（主任研究者：日本大学公衆衛生学講座教授野崎貞彦）の分担研究として「小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する研究」（分担研究者：自治医科大学公衆衛生学講座教授佃篤彦）を実施しております。当研究班では小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する保健所の活動状況等を調査し行政に対する地域のニーズを把握することとしております。

つきましては、ご多用中のところ恐縮ではありますが、当班実施の調査につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

資料 2

平成4年11月

保健所長殿

平成4年度厚生省心身障害研究

「小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する研究班」

分担研究者 自治医科大学公衆衛生学講座

教授 佃 篤彦

小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する調査について（依頼）

この度、平成4年度厚生省心身障害研究「市町村母子保健活動の効率化に関する研究（主任研究者：日本大学公衆衛生学講座教授野崎貞彦）の分担研究として「小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する研究」（分担研究者：自治医科大学公衆衛生学講座教授佃篤彦）の一環として小児慢性特定疾患の在宅ケアに関する調査を実施することになりました。

本調査では小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関して保健所の活動状況等について全国的にアンケート調査を実施し、行政に対するニーズを明らかにすることを目的としております。つきましては同封しました調査票について貴保健所で母子保健業務を担当する方にお答え下さいますようお願い申し上げます。

業務ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、ご協力をお願い申し上げます。

同封資料

1. 保健所長あて厚生省児童家庭局母子衛生課長依頼文書

2. 小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する調査票

必要事項をご記入の上、11月30日(月)まで下記あてご返送下さい。

3. 返信用宛名シール（本来ならば返信用の封筒と切手を同封すべきところですが、失礼をお許し下さい）

返送先 〒329-04

栃木県河内郡南河内町薬師児3311-1

自治医科大学公衆衛生学教室

「小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する研究班」事務局行き

*本調査に関するお問い合わせは事務局（自治医科大学公衆衛生学教室：藤田
電話0285-44-2111内線3106）にお願いします。

小児慢性特定疾患児の在宅ケア に関する調査票

平成4年度厚生省心身障害研究
小児慢性特定疾患児の在宅ケアに関する研究班

このアンケート調査は保健所を中心にした小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策を推進するための基礎資料を得る目的で実施されます。この調査票は貴保健所において母子保健業務を担当する方にお答え下さいますようお願い致します。

| | | | |
|-----|-------------------------|--|--|
| 記入日 | 平成 年 月 日 | | |
| 記入者 | 氏名 | | |
| | 担当課 | 電話番号 | |
| | 職種 | 1. 医師 2. 保健婦 3. 助産婦 4. 看護婦 5. 担当事務員 6. その他 () | |

貴都道府県名 _____ 貴保健所名 _____

保健所コード番号 _____
(結核・感染症サーベイランス事業で使用する保健所コード番号を記入して下さい)

*以下の質問事項は全て貴保健所管内についてお答え下さい。

1. 小児慢性特定疾患児の把握状況

①小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きはどこで行われますか。

1. 保健所 2. 県 3. その他 ()

②貴保健所管内における平成4年10月現在の把握数

小児慢性特定疾患児 _____ 名

2. 小児慢性特定疾患児に対する保健婦の訪問ケア活動状況および問題点。

①訪問ケア活動

- 1) 平成3年度1年間における小児慢性特定疾患児の保健婦訪問数
延べ _____ 件 (実人員 _____ 名)

*小児慢性特定疾患児の訪問ケアを実施していない場合は質問項目3.にお進み下さい。

- 2) 訪問を実施している場合、対象者1人当たり年間何回くらい訪問していますか。
_____ 回

- 3) 地域の病院や在宅看護婦等の協力による訪問看護を実施していますか。
1. はい 2. いいえ

②訪問したときの問題点 (あてはまるものすべてに○をして下さい)

1. 家族の協力が得られない 2. 病院の協力が得られない
3. 訪問の時間的余裕の不足 4. 訪問の人的余裕の不足 5. 症例把握の遅れ
6. 看護方法の未確立 7. 介護者への指導内容の未確立
8. その他 (_____)

3. 保健所主催による専門医による在宅小児慢性特定疾患児の医療相談活動を実施していますか。

1. はい (平成3年度 延べ _____ 回)
2. いいえ

4. 貴保健所管内市町村で小児慢性特定疾患児の独自事業を行っていますか。(あてはまるものすべてに○をして下さい)

1. なし
2. 連絡協議会の設立 3. 保健婦訪問活動 4. ホームヘルパーの派遣
5. 親の会の設立 6. ボランティアの育成 7. 健康相談
8. 地域ネットワークの構築 9. デイサービス 10. ショートステイサービス
11. 介護用具の支給 12. 介護手当の支給 13. 介護者研修会
14. その他 (_____)

5. 貴保健所で小児慢性特定疾患児の独自事業を行っていますか。(あてはまるものすべてに○をして下さい)

1. なし
2. 連絡協議会の設立
3. 保健婦訪問活動
4. ホームヘルパーの派遣
5. 親の会の設立
6. ボランティアの育成
7. 健康相談
8. 地域ネットワークの構築
9. デイサービス
10. ショートステイサービス
11. 介護用具の支給
12. 介護手当の支給
13. 介護者研修会
14. その他()

6. 貴保健所の人的資源

- | | | |
|---------------|----|---|
| ①医師数(常勤/非常勤) | 名/ | 名 |
| ②保健婦数(常勤/非常勤) | 名/ | 名 |
| 保健婦1人当たりの人口 | | 名 |
| ③看護婦数 | | 名 |
| 雇上げの看護婦数 | | 名 |

7. 小児慢性特定疾患児在宅ケアのためのネットワーク

①連絡協議会等の存否 1. あり 2. なし

②連絡協議会の構成員(あてはまるものすべてに○をして下さい)

1. 医師会
2. 学校医
3. 保健婦
4. 看護婦
5. 養護教諭
6. ケースワーカー
7. 栄養士
8. 市町村
9. 児童相談所
8. 福祉事務所
9. 幼稚園、学校
10. ボランティア(ホームヘルパー)センター
11. その他()

8. 小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策について将来どのような事業を実施したいとお考えですか。(重要と考えられる項目を5個あげて下さい)

1. 連絡協議会の設立
2. 保健婦訪問活動
3. ホームヘルパーの派遣
4. 親の会の設立
5. ボランティアの育成
6. 健康相談
7. 地域ネットワークの構築
8. デイサービス
9. ショートステイサービス
10. 介護用具の支給
11. 介護手当の支給
12. 介護者研修会
13. その他()

①実施出来ない理由は何ですか。

()

②事業費はどこが持つべきと思いますか。

1. 国
2. 県
3. 市町村
4. 国、県、市町村が共同で負担
5. その他()

9. 今後、貴保健所管内の小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策を推進するためにはどのようなことが必要とお考えですか。(重要と考えられる項目を5個あげて下さい)

1. 上司の理解
2. 主治医の協力
3. 担当者の研修
4. 業務として位置づける
5. 老人の在宅ケアが小児よりも優先する考え方をかえる
6. 連絡協議会の設立
7. 保健婦訪問活動
8. ホームヘルパーの派遣
9. 親の会の設立
10. ボランティアの育成
11. 健康相談
12. 地域ネットワークの構築
13. デイサービス
14. ショートステイサービス
15. 介護用具の支給
16. 介護手当の支給
17. 介護者研修会
18. その他()

10. 小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策で保健所は行政としてどのようなことをなすべきとお考えですか(重要と考えられる項目を5個あげて下さい)。

1. 患者の情報収集
2. 担当者の研修
3. 医師会への協力要請
4. 連絡協議会の設立
5. 保健婦訪問活動
6. ホームヘルパーの派遣
7. 親の会の設立
8. ボランティアの育成
9. 健康相談
10. 地域ネットワークの構築
11. デイサービス
12. ショートステイサービス
13. 介護用具の支給
14. 介護手当の支給
15. 介護者研修会
16. その他()



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約

保健所を中心とした小児慢性特定疾患児の在宅ケア対策を推進するための基礎資料を得る目的で全国 852 保健所を対象にアンケート調査を実施した。605 保健所より回答があった(回収率 71%)。結果を要約すると以下の通りである。 301 保健所(49.8%)では小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きを保健所で実施するが、259 保健所(42.8%)では県で実施していた。 224 保健所(37%)では保健婦が小児慢性特定疾患児を年間 1 件以上(延べ数)訪問している。 訪問したときの問題点は人的余裕の不足、時間的余裕の不足が多かった。

43 保健所(7.1%)では保健所主催による専門医による医療相談活動を実施していた。 84 保健所(13.9%)では独自事業として保健婦訪問活動を実施していた。 在宅ケアのためのネットワークとして連絡協議会を設置している保健所は少なかった(1.5.%)。 保健所で将来実施したい事業として保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築、親の会の設立等が挙げられた 保健所が今後必要なこととして主治医の協力、業務として位置づける、担当者の研修保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築等が挙げられた。 保健所が行政として実施すべきこととして患者の情報収集、保健婦訪問活動、地域ネットワークの構築、医師会への協力要請担当者の研修等が挙げられた。

保健所を中心とした地域における総合的な小児慢性特定疾患児の在宅ケアの在り方を本調査結果に基づき検討した結果、小児慢性特定疾患治療研究事業の手続きを保健所で実施し患者情報の収集に努める必要があることが認められた。